

glam 会則

第 1 章 名称ならびに所在地

第 1 条 (名称)

glam は「会員制レストラン glam」(以下「glam」という。)と称します。

第 2 条 (所在地)

glam の所在地は、東京都港区西麻布一丁目 4-43 ニシアザバ NK ビル 1 階とします。

第 2 章 目的および経営主体と組織

第 3 条 (目的)

glam は会員様に安心かつ快適にご飲食を楽しんでもらうことで、気兼ねなく公私にわたる会話や情報交換をしていただき、新しい交流機会を生み出す場として、それを達成させるための施設と様々なサービスを会員様に提供することを目的とします。

第 4 条 (運営・管理)

glam の施設及びこれに付帯する一切のものは、glam 株式会社(以下「経営機関」)が経営を行い、組織運営および glam 会則(以下「本会則」という。)に基づき、glam 運営機関が行う全ての事柄を執行するための支配人(個人または会社を含む。)を指名いたします。また、glam 運営機関は、諮問機関として、適宜理事会および委員会を設置することができます。

第 3 章 glam 規則と諸規定

第 5 条 (glam 規則)

第 1 項:経営機関は、全ての会員が glam を利用し、また glam に入会するうえで守るべき規則として、本会則、glam 細則および glam 利用規則(以下、これらを総称して「総会則」という。)を定め、また適宜改正することができます。

第 2 項:経営機関は、上記の他にも必要に応じて諸々の規定および規則(これらの規定または規則を「諸規定」という。)を定め、適宜改正することができます。

第 3 項:経営機関は、総会則または諸規定を定めたとき、または改正したときは、会員に通知するものとします。

第 4 章 会員権

第 6 条 (会員資格)

第 1 項:会員とは、年齢満 25 歳以上の個人で、glam 細則に定める入会手続きを完了された方をいいます。

第 2 項:glam の入会に関する審査は、主として入会希望者の品位および社会的および経済的信用がその対象となります。入会の申し込みに関しては経営機関がその最終承認を行います。

第 3 項:glam の会員の種類は次の通りとします。

1. 普通会员
2. 特別会員
3. 配偶者会員
4. 名誉会員

第 4 項:前項の各会員の種類は次の定義をもって定めます。

1. 普通会员:年齢満 25 歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。
2. 特別会員:年齢満 25 歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。また会員の配偶者にも総会則ならびに諸規定の定めることにより、glam の施設内を自由に利用する権利があります。また、glam から様々なサービスを受けられるものとします。
3. 配偶者会員:配偶者会員は特別会員の戸籍上の配偶者であり、かつ年齢満 25 歳以上の個人を対象とします。しかし、配偶者会員は特別会員の配偶者としての地位を失った場合、配偶者会員としての資格も失われます。
4. 名誉会員:名誉会員は、社会的にその貢献が広く認められている個人の中から、経営機関が適宜 glam の益々の発展と振興を目的とし、諮問機関との協議のうえ招聘する会員とします。
- 5 項:経営機関は、適宜、前項に定める会員以外の会員資格を設けることができます。また、会員の種類、各々の会員の数やその内容ならびに条件を協議のうえ決定できるものとします。

第 7 条 (会員資格の申請と手続き)

第 1 項:会員資格を有したい場合は、glam 細則に従って入会審査を受けなければなりません。なお、暴力団その他反社会的勢力もしくはそれに関係している方や疑わしい方(以下「反社会的勢力等」という。)は入会を認められません。

第 2 項:経営機関は、glam 細則に定めた手続きに従い、会員申請者の入会審査を行います。経営機関は、その裁量により、会員資格の条件をそれぞれ審査し、会員申請者の入会を承認または不承認にすることができます。また不承認の場合、その理由を示さないものとします。

第 3 項:入会を承認された会員申請者は、glam 細則に定める入会金、当該年度月会費を支払うことが必要です。

第 4 項:経営機関による会員承認後、入会金、当該年度月会費等の入金が glam によって確認され、会員証明に必要なもの一式が会員様のお手元に届いた時点で、glam は正式に入会を承認したものとします。

それ以降は会員として受けられるサービス全てをご利用できるものとし、会員としての義務を負うこととなります。

第 8 条 (入会金・月会費)

第 1 項:第 7 条第 3 項における入会金は総会則に従い、一切返還されません。

第 2 項:第 7 条第 3 項における当該年度月会費は総会則に従い、一切返還されません。

第 3 項:月会費は一年単位での契約となります。それを指定口座振替またはクレジットカード払いでの月々の自動引き落としとなります。

第 9 条 (会員カード)

第 1 項:全ての会員には、その会員の種類に応じた会員証が glam から交付されます。

第 2 項:会員カードは glam の提携カード会社から発行されます。その会員カードには会員である個人の氏名を記載し、記載してある会員のみが使用出来るものとします。

第 3 項:会員が会員カードを紛失・破損した場合は glam 細則に定めた手続きにより、再発行されます。

第 4 項:会員が glam の施設や特典等を利用する場合は、御来店時に会員カードを従業員に提示しなければなりません。

第 5 項:会員は、第三者に会員カードを貸与することは出来ません。万が一、会員カードの貸与・盗難・紛失その他のいかなる事由を問わず、第三者が会員カードを使用し、施設や特典等を利用した場合、利用代金の支払いを含む全ての責任は、会員にあるものとします。ただし glam に対し、予め会員からの盗難や紛失等の事柄についての通知をしている場合は当てはまりません。

第 6 項:会員は、次の場合は会員カードを glam に返却しなければなりません。

1. 本会則 1 5 条に基づき、譲渡が承認された場合
 2. 本会則 1 6 条・1 7 条に基づき、退会または休会を申請した場合
 3. 本会則 1 8 条・1 9 条に基づき、glam から戒告・資格停止処分・除名をされた場合
- 第 7 項:会員は、第三者に会員カードを譲渡または売買することは出来ません。

第 10 条 (会員の権利と義務)

第 1 項:会員は総会則および諸規定に従って glam の施設および飲食、その他サービスを利用することができます。

第 2 項:glam 会員資格は、glam の施設および飲食物、その他サービスの利用資格を設定しているだけであり、glam の施設やその他の財産に対してはいかなる権利も設定していません。

第 3 項:会員は glam の健全な発展・運営のため、会員相互の協力によって貢献する義務を負います。

第 4 項:会員は glam 細則によって定められた入会金および年会費を納付する義務を負います。

第 5 項:会員は総会則および諸規定を遵守し、定められた会員の義務を履行する義務を負います。

第 6 項:会員は glam におけるいかなる財産(施設や家具およびグラス等)に対しても損害を与えることなく利用する義務を負います。

第 7 項:会員は他の会員または同伴者に迷惑をかける持ち物の持込または行為を慎み、glam の施設・特典を利用する義務を負います。

第 11 条 (同伴者)

第 1 項:会員は、glam に会員資格を持たない方を同伴者としてお連れすることができます。その場合は、同伴者においても総会則および諸規定に従って glam における施設および飲食、その他サービスを利用して頂きます。

第 2 項:会員は、同伴者の glam でのご利用に伴う全ての行為、および債務(利用料金・修理代等を含む)について連帯して責任を負うこととします。

第 3 項:同伴者の方のご利用を glam から制限させて頂くことがあります。

第 5 章 会員の債務および責務

第 12 条 (入会金・月会費)

第 1 項:経営機関は、入会金および月会費の金額ならびにその支払い方法、支払い時期を決め、変更することができるものとします。また変更時の通知は glam の定める方法によって行います。

第 2 項:会員は、glam が定める入会金または月会費を、glam 細則に従い、指定された方法にて支払う義務を負います。

第 3 項:入会費および月会費の支払いは、glam が会員に対して負担する債務と相殺することはできません。

第 4 項:会員資格停止期間中の月会費については、glam 細則に従い取り扱われるものとします。

第 5 項:納付された入会金および月会費は、正当な事由がない場合は返還されません。

第 13 条 (利用料金のお支払い)

第 1 項:glam の施設および飲食、その他サービスのご利用料金においては、各種クレジットカードにて自動口座引き落としおよび現金、請求書によるお支払いになります。決済方法は、各種クレジットカード会社の会社規約によるものとします。ただし、請求書でのお支払いは原則として認めておらず、経営機関の審査、協議によって了承が得た場合のみ承ります。

第 2 項:利用料金の集計は、会員または同伴者の利用時のサイン伝票を証拠とします。

第 3 項:請求書によるお支払いを選択された会員が、支払い期限を過ぎ、且つ glam からの催促の連絡後も支払いを怠る場合、glam 会則および glam 細則に従い、経営機関は、会員を資格停止処分および除名処分とし、会員資格を剥奪する権利を有します。

第 14 条 (glam 会則および諸規定違反による生じる債務)

会員は、会員(法人会員の場合は指名した個人)本人または同伴者が glam 会則および諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他の会員または同伴者、glam もしくは glam スタッフに対し、損失、損害、危害、費用または経費を生じさせた場合、補償および賠償の義務を負います。glam は当該会員に対して損害等の賠償を請求でき、その場合、当該会員はその損害等を全て直ちに賠償するものとします。

第 6 章 会員権の譲渡および継承

第 15 条 (譲渡)

第 1 項:会員が保持する会員権は特別な事由がない限り譲渡は認めません。経営機関がその裁量によっ



て判断いたします。

第2項：会員は、glamの入会金および月会費または利用料など、glamに対する債務を完済するまでは、会員権の譲渡はできません。

第3項：glamは、譲渡人と譲受人の間での取引や契約については一切関与いたしません。

第4項：会員は、インターネットオークションやその他これに似た方法・手段により会員権を譲渡することはできません。

第7章 諸手続き

第16条(退会)

第1項：会員は、glam細則に従い、いつでも退会することができます。glamは、会員が入会金および月会費や利用料金等のglamに対する債務を完済した時点で退会の申請を受理し、必要書類の確認を行い、退会処理いたします。

第2項：以下に該当する会員は、退会したものといたします。

1. 会員(法人会員は除く)が死亡した場合
2. glamが閉鎖となった場合

第3項：会員は、glamを退会した場合、会員としての一切の権利を失い、glamの利用や入出等など一切できなくなります。

第4項：退会申請が月会費決済の30日前を過ぎている場合は、当該年度の月会費のキャンセルは出来ません。

第17条(休会)

第1項：会員は、健康上の理由や海外勤務など正当な諸事情がある場合、細則に定める手続きに従い休会申請を行い、且つglamの承認を得た上で、休会費をglamに支払うことにより最長3年間休会することができます。

第2項：休会期間中の年会費のお支払いは免除されます。ただし、既にglamに対して支払った入会金および月会費の返還または休会費への充当は認められません。

第3項：休会期間中は、会員としての一切の権利を失い、glamの利用等はできません。

第8章 会員の戒告、資格停止および除名処分

第18条(戒告および会員資格停止処分)

第1項：glam経営者は、会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合、その裁量により、戒告または期限を定めることなく、当該会員の資格を停止することができます。

1. 総会則もしくは諸規定に違反したとき、またはその疑いがある場合
2. 罪を犯し、またはその嫌疑を受け、社会的信用を失った場合
3. 破産もしくは民事再生の申立、手形不渡り等により経済的信用を失った場合
4. 他の会員または同伴者、glam関係者や従業員に迷惑をかけた場合
5. glamの名誉および信用を傷つけた場合
6. glamの秩序を乱した場合
7. 口座やクレジットカードの変更や住所変更の届出を怠るなど、glam会員の帰責事由によって会員様の決済情報や所在が不明となってしまった場合
8. 前述のglam会則の他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合

第2項：会員資格停止期間中は、glamのご利用は一切できません。

第3項：前項の場合、glam会則23条に従い、glamに登録された住所宛に会員資格停止通知書を会員に送ることにより、会員資格停止処分にできるものとします。

第4項：経営機関は、その裁量によって適宜その会員の会員資格停止処分を解除することができます。その場合、当該会員宛に会員資格停止処分の解除を書面またはその他の方法で通知いたします。

第5項：会員資格停止処分となった会員は、会員権の譲渡および会員におけるあらゆる特典を利用できません。

第6項：その他会員等に対する戒告および会員資格停止処分は、本条の規定に準じるものとします。

第19条(除名処分)

第1項：経営機関は、会員が以下の事由のいずれかに該当または疑いがあると判断する場合、諮問機関の承認を得て、その裁量により、会員に対して何の理由を示すことなく、当該会員をglam会員から除名することができます。

1. 総会則もしくは諸規定に違反したとき、またはその疑いがある場合
2. 何らかの罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
3. 破産もしくは民事再生の申立、手形不渡り等により経済的信用を失った場合
4. 他の会員、同伴者に多大な迷惑をかけた場合
5. glamの名誉および信用を著しく傷つけ、または著しく秩序を乱した場合
6. 住所変更の届出を怠るなどglam会員の帰責事由によって会員の所在が不明になった場合
7. 第7条第1項に定める反社会的勢力等であることが判明した場合
8. 前述の他、会員としての品位を著しく損なうと認められる行為があった場合

第2項：前項の場合、glam会則第23条に従ってglamに登録された住所宛に除名通知書を会員に送ることにより、除名することができます。

第3項：glamから除名された会員は、glamを利用する権利を即座に失い、以降は会員としてのいかなる権利、特典も失います。除名された会員に関する入会金または月会費の返還はされません。

第4項：その他会員等に対する除名処分も本条の規定に準じるものとします。

第9章 免責

第20条(免責)

会員および同伴者は、自己の責任においてglamの施設に入り、glamを利用するものとし、glamに滞在中もしくはglam外においてその身体または財産等にいかなる損害が生じた場合も、glamまたは経営機関、支配人またはスタッフ等は、その損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第21条(支配人)

支配人は、glam会則に定める事項を執行する総責任者となります。

第22条(会員とglam間の関係)

glamは、全ての会員または同伴者に対して、その他の会員の紹介や会員の情報の提供を一切認めていません。また、そのような行為を会員がglamおよびスタッフに要望することもできません。

第23条(通知)

第1項：会員は総会則および諸規定に基づく全ての通知、請求書その他の連絡の必要上送付先としての住所をglamに登録し、登録した住所の変更等がある場合は、glam細則に従って直ちにglamに通知するものとします。

第2項：会員に送られる全ての通知および請求書その他の文書やDM等は、登録された住所宛に送付されるものとします。ただし、通知に関しては、glamのホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、代替できるものとします。

第24条(営業時間)

glamの営業時間は、glam側の裁量により、変更できるものとし、変更する場合は通知いたします。

第25条(休日)

夏季または年末年始、祝祭日の営業詳細は、glam側で判断し、それぞれホームページ上またはメールマガジン等で通知いたします。

第26条(プライバシー)

会員または同伴者に関するプライバシーに関しては、glam細則に基づくものとします。

第27条(理事会)

第1項：glam運営機関は、適宜相当数の理事を任命することが出来ます。

第2項：理事は、glamから何ら報酬を受けず、また理事であることによってglamの運営、資産、財務に何ら義務や責任を負うものではありません。

第3項：理事はglamの発展に従事し、支配人に助言することを主とし、glam運営機関または支配人は適宜必要に応じて理事会を開催し、必要案件を報告・相談することができる。

第28条(委員会)

第1項：glam運営機関は、glamの運営に必要な企画等の決定や入会希望者の審査・調査、その他検討の必要な事項のため適宜委員会を設けることが出来ます。

第2項：委員会に参加する個人・法人はglam運営機関や支配人からの報告・情報等に関し、第三者ならびにその他会員に対し、守秘義務を負います。

発効日：2017年1月16日

glam細則

《各種手続き》

1. 新規入会

(1) 申請

入会申請者(以下「申請者」といいます。)は、会員資格の種類に応じて、下記の書類を添えてglam(所在：東京都港区西麻布一丁目4-43 ニシアザブNKビル1F)の入会申請担当者宛までお申し込みください。入会申込書だけはglamホームページ上からでも提出できます。

- ・glam入会申込書
- ・申請者本人の名刺(現在経営または所属しているもの)
- ・申請者の本人確認書類(氏名、生年月日、現住所の確認できる公的書類。コピー可)

*本人確認書類について

【運転免許証がある方】

運転免許証のご提示またはコピーの提出のみ。

【運転免許証がない方】

以下のいずれかの一点のコピーが必要です。

- ・パスポート
- ・各種健康保険証
- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・住民票の写し(原本可)

(2) 入会

- ・入会審査

経営機関と委員会、提携会社により、書類審査が行われ、入会の可否が決定されます。

- ・入会に際してのご入金



入会が承認された場合、口座振替書類を提出して頂くか、店頭にて本人名義のキャッシュカード、クレジットカードのご提示をして頂き、入会金および月会費をお支払いください。

・入会承認

審査委員会による入会承認後、入会に必要な全てのご入金 glam にて確認され、会員資格であるパッケージ一式がお手元に届けられた時点で、glam は正式に入会手続きを完了されたものと認めます。以降は会員として glam の利用および全ての特典を享受頂けます。

(3) 諸注意

- ・ glam の入会に関する審査基準、ならび審査過程、方法等は公開していません。
- ・ 審査過程や審査結果に関する入会希望者からのお問い合わせは一切お受け出来ません

2. 退会

(1) 申請

退会を希望し、店舗のご利用または享受するサービスを全て解除する日の 30 日前までに下記の書類等を店舗または glam 株式会社住所まで提出してください。

- ・ 退会申請書
- ・ 会員カード

*退会申請は glam ホームページ上からも提出することができます。

(2) 手続き

glam 運営側が提出された書類、会員の債務が完済されているかを確認し、登録された住所宛に退会受理書を郵送します。退会受理書が郵送された時点で会員は退会したことになります。

(3) 諸注意

- ・ 会員は glam に対して何らかの債務がある場合は退会することができません。またその債務は入会金や年会費等で相殺することもできません。
- ・ 会員が社会的信用を失う、破産もしくは民事再生の申立または経済的信用を失う、死亡するなどの場合は、glam がその事実を確認した時点から glam 運営側で退会の手続きを始めさせていただきます。
- ・ その年度の年会費のお支払い 30 日前を過ぎてからの退会の申請による年会費の返還はされません。

3. 休会

(1) 条件

休会は原則最大 3 年間まで認められます。また、下記の条件に当てはまる場合のみに限られます。

- ・ 病気や怪我、入院などにより、glam のご利用またはサービスの享受ができなくなった場合。
- ・ 海外や地方への転勤や移住などにより、glam のご利用またはサービスの享受ができなくなった場合。
- ・ 様々な財務事由により、glam のご利用が一定期間困難になった場合。
- ・ その他 glam 運営側が正当な事由であると判断した場合。

(2) 申請

休会を希望し、店舗のご利用または享受するサービスを全て解除する日の 30 日前までに下記の書類等を店舗または glam 株式会社住所まで提出してください。

- ・ 休会申請書
- ・ 会員カード

*休会申請は glam ホームページ上からも提出することができます。

(3) 手続き

glam 運営側が提出された書類、会員の債務が完済されているかを確認し、glam 運営側にて休会の審議をし、承認された場合、登録された住所宛に休会受理書を郵送します。休会受理書が郵送されお手元に届いた時点で会員は休会したことになります。

(4) 復会

休会中の会員は、復会申請をすることによって会員に復帰することができます。その場合は当該年度の月会費をお支払いしていただきます。

(5) 休会費

休会費は休会申請が認められた後、定められているご金額をご登録されている口座振替またはクレジットカードに請求されます。

(6) 諸注意

休会費は、すでに支払っている当該年度の月会費との相殺できません。

4. 会員カードの紛失と再発行

(1) 申請

会員カードを紛失してしまった場合は、速やかに glam 店舗・従業員に直接ご連絡ください。

(2) 手続き

- ・ 会員カードのナンバー、お客様情報をお伝えいただき、glam 運営側が確認をした後に再発行手続きを始めさせていただきます。後日登録頂いている住所宛に会員カードをご郵送いたします。
- ・ 再発行の手数料は、定められているご金額をご登録されている口座振替またはクレジットカードに請求されます。

(3) 諸注意

- ・ 再発行後、紛失したものが見つかりました場合は、旧会員カードを glam にご返却ください。
- ・ 再発行における手数料をご登録の口座振替またはクレジットカードによる引き落としがされなかった場合は退会の手続きを始めさせていただきます。

《登録情報の変更》

(1) 申請

glam にご登録されている住所、会社名や口座、クレジットカードなどの会員情報が変更になった場合、速やかに glam ホームページ上から変更をしていただくか、または会員情報変更書を glam に提出してください。

(2) 諸注意

会員情報の変更をしない場合、その内容によっては退会の手続きを始めさせていただきます。

《glam 利用料金のお支払い》

(1) 金額

会員または同伴者が glam にてご利用になったご飲食代、備品等発注代、個室使用代、ワイン購入代やサービス料およびその他の付帯金がお支払い対象となります。

(2) お支払い期日

店舗にて現金またはクレジットカードによるお支払いを基本とさせていただきます。請求書でのお支払いの場合は、毎月末日締めにて翌月 10 日までにご登録されている住所宛に送付させていただきます。ご登録いただいている口座振替またはクレジットカードによるお支払いは、その都度ご登録されているアドレス宛もしくはホームページ上に通知いたします。

(3) 諸注意

- ・ 請求書をご登録いただいた住所宛に送付いたします。
- ・ 口座振替等のお支払いに関しての振込手数料は会員の負担といたします。

《支払い遅延における手続き》

(1) 催告

glam からの各ご請求等に対して、お支払い期限を過ぎてしまった場合または滞納している場合、glam よりご登録された会員の住所またはアドレス宛に催告書が送付いたします。

(2) 会員資格停止

- ・ 催告書を送付してから 15 日以内に未払いが解消しない場合または glam 会則に定める資格停止事由にあたる場合は、会員に対し、全ての未払い金が全額支払われるまで glam の裁量で期限を定めることなく、会員資格を停止することができます。
- ・ 会員資格停止処分を解除する場合は、その旨をご登録された会員の住所またはアドレス宛に送付いたします。

(3) 会員資格停止の場合の年会費

- ・ 会員が、会員資格停止となった場合、既にお支払い済みの入会金または月会費は一切返還されません。
- ・ 会員資格停止処分が解除になった際に、その当該年度の月会費が支払われていない場合は、速やかにお支払いいただけます。

(4) 退会

- ・ 支払いの遅延によって会員資格停止処分を受け、且つその後も全ての未払い金が解消しない場合、glam はその裁量によって会員を除名処分することができます。
- ・ 会員を除名する場合は、その旨をご登録された会員の住所またはアドレス宛に送付いたします。

《雑則》

(1) 細則内容の変更

glam 細則は、glam 運営側がいつでもその内容を改正できるものとします。

発効日：2017 年 1 月 16 日

